



任期付職員の採用等に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成14年7月11日

長野県知事 田中康夫

○長野県規則第41号

任期付職員の採用等に関する条例の施行期日を定める規則

任期付職員の採用等に関する条例（平成14年長野県条例第31号）の施行期日は、平成14年7月12日とする。

人 事 課

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年7月11日

長野県知事 田中康夫

○長野県規則第42号

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則

長野県県税に関する規則（昭和34年長野県規則第67号）の一部を次のように改正する。

第64条中「第40条の12の4第2項」の次に「、第4項、第6項及び第8項」を加え、「及び条例」を「並びに条例」に改める。

第66条第2項中「第40条の9第5項」を「第40条の9第6項」に改め、同条第3項中「第40条の9第10項」を「第40条の9第11項」に改める。

第66条の5中「第70条の4第17項」を「第70条の4第21項」に改める。

第66条の6第1項中「第40条の12の4第1項」の次に「、第3項、第5項若しくは第7項」を加え、同条第3項中「第40条の12の4第2項」の次に「、第4項、第6項及び第8項」を加え、「及び条例」を「並びに条例」に改める。

第66条の7第1項及び第2項中「第40条の12の4第2項」の次に「、第4項、第6項及び第8項」を加え、「及び条例」を「並びに条例」に改め、同条第3項中「第40条の12の4第2項」の次に「、第4項、第6項及び第8項」を加える。

様式第85号中「長野県県税条例第40条の12の4第2項」を「第40条の12の4第2項、第40条の12の4第4項、第40条の12の4第6項、第40条の12の4第8項」に、「第40条の13第2項及び」を「第40条の13第2項、」に改め、「同条例」を削り、

「不動産取得
税納入額」を「不動産取得
税納付額」に改め、同様式の注の1中「施設建築物等の

譲渡年月日」を「施設建築物等の移転年月日」に改め、同注の2中「組合員、」を「組合員等、」に、「売り渡し」を「売渡し」に改める。

様式第88号の3中「経営移譲年金」を「特例付加年金（経営移譲年金を含む。）」に改める。

様式第88号の9中「第40条の12の4第1項」を「第40条の12の4第1項（第3項、第5項、第7項）」に改め、同様式の注の1中「施設建築物等の譲渡年月日」を「施設建築物等の移転年月日」に改め、同注の2中「組合員、」を「組合員等、」に改める。

譲 渡 担 保 財 産
施 設 建 築 物 等
中 小 企 業 構 造 高 度 化 施 設 等

様式第90号の農 地 等 用中「長野県県税条例第40条の12の4第2
換 地
寄 宿 舎
現 物 出 資 に 係 る 土 地

項」を「第40条の12の4第2項、第40条の12の4第4項、第40条の12の4第6項、第40条の12の4第8項」に、「第40条の13第2項及び」を「第40条の13第2項、」に改め、

「同条例」を削り、「移転（使用）
予定年月日
（期日）」を「移転（供用）
予定年月日
（期間）」に改め、同様式の注の1

中「担保権消滅予定年月日、施設建築物等」を「担保債権消滅予定年月日、施設建築物等の移転予定年月日、中小企業構造高度化施設等」に改め、同注の2中「組合員、」を「組合員等、」に、「売り渡し」を「売渡し」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

税 務 課

林業改良指導員資格試験条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年7月11日

長野県知事 田 中 康 夫

○長野県規則第43号

林業改良指導員資格試験条例施行規則の一部を改正する規則

林業改良指導員資格試験条例施行規則（昭和33年長野県規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第4条第4号」を「第4条第5号」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 最終学校の卒業証明書又は卒業見込証明書

第4条第1項第2号中「最終学校卒業証明書」を「最終学校の卒業証明書若しくは卒業見込証明書」に改め、同項第3号中「又は第3号」を「から第4号までのいずれか」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

林 業 振 興 課

長野県営林道事業施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年7月11日

長野県知事 田 中 康 夫

○長野県規則第44号

長野県営林道事業施行に関する規則の一部を改正する規則

長野県営林道事業施行に関する規則（昭和29年長野県規則第53号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「林道開設事業及び農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業」を「林道の開設事業」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

林業振興課

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年7月11日

長野県人事委員会委員長 湯 本 清

○長野県人事委員会規則第11号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第21条第5項を次のように改める。

- 5 降格した職員のうち、次の各号に掲げる職員に対する当該降格後の最初の昇格に係る第1項又は第2項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。
- (1) 降格後の給料月額を当該降格の日の前日に受けていた給料月額と同じ額の給料月額（同じ額の給料月額がないときは、当該受けていた給料月額の直近下位の額の給料月額。次号において同じ。）に決定された職員及び当該降格後の給料月額から昇格させた場合における当該昇格後の給料月額を考慮してこれに準ずるものとして人事委員会が別に定める職員（第3号に掲げる職員を除く。） 第1項第2号中「昇格した日の前日に受けていた号俸と同じ額の号俸（同じ額の号俸がないときは、当該号俸の直近上位の額の号俸。以下この条において「対応号俸」という。）の1号俸上位の号俸」とあり、同項第3号及び第4号中「対応号俸の2号俸上位の号俸」

とあるのは「対応号俸」(当該降格後の給料月額を特定号俸表に定める号俸より下位の号俸に決定された職員が特定号俸表に定める号俸以上の給料月額から昇格する場合にあつては、「対応号俸の1号俸上位の号俸」とするほか、当該降格後の給料月額を特定号俸表に定める号俸以上の給料月額に決定された場合に限り、第2項第3号及び第4号中「対応号俸の1号俸上位の号俸」とあるのは「対応号俸」とする。

(2) 降格後の給料月額を当該降格の日の前日に受けていた給料月額と同じ額の給料月額の直近下位の給料月額に決定された職員及び当該降格後の給料月額から昇格させた場合における当該昇格後の給料月額を考慮してこれに準ずるものとして人事委員会が別に定める職員(前号又は次号に掲げる職員を除く。) 当該降格後の給料月額を特定号俸表に定める号俸以上の給料月額に決定された場合に限り、第1項第3号及び第4号中「対応号俸の2号俸上位の号俸」とあるのは、「対応号俸の1号俸上位の号俸」とする。

(3) 2級以上下位の職務の級へ降格した職員 第1項第2号中「昇格した日の前日に受けていた号俸と同じ額の号俸(同じ額の号俸がないときは、当該号俸の直近上位の額の号俸。以下この条において「対応号俸」という。)の1号俸上位の号俸」とあり、同項第3号及び第4号中「対応号俸の2号俸上位の号俸」とあり、第2項第3号及び第4号中「対応号俸の1号俸上位の号俸」とあるのは、「あらかじめ人事委員会と協議して定める号俸」とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(長野県人事委員会事務処理規則の一部改正)

2 長野県人事委員会事務処理規則(昭和39年長野県人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

別表第2の4の(1)中「ケまで」を「コまで」に改め、同(1)のケを同(1)のコとし、同(1)のクを同(1)のケとし、同(1)のキを同(1)のクとし、同(1)のカを同(1)のキとし、同(1)のオを同(1)のカとし、同(1)のエの次に次のように加える。

オ 第21条第5項第3号の規定により読み替えて適用される同条第1項第2号から第4号まで並びに同条第2項第3号及び第4号の規定による号俸の決定

人事委員会事務局

任期付職員の採用等に関する規則をここに公布する。

平成14年7月11日

長野県人事委員会委員長 湯本 清

○長野県人事委員会規則第12号

任期付職員の採用等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、任期付職員の採用等に関する条例（平成14年長野県条例第31号。以下「条例」という。）第4条第2項及び第4項並びに第6条の規定により、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期を定めた採用の公正の確保)

第2条 任命権者は、条例第2条第1項又は第2項の規定により、職員を選考により任期を定めて採用する場合には、性別その他選考される者の属性を基準とすることなく、及び情実人事を求める圧力又は働きかけその他の不当な影響を受けることなく、選考される者について従事させようとする業務に必要とされる専門的な知識経験又は優れた識見の有無をその者の資格、経歴、実務の経験等に基づき経歴評定その他客観的な判定方法により公正に検証しなければならない。

2 人事委員会は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第3項の承認に当たっては、任期を定めた採用の公正を確保するため特に必要があると認めるときは、行政運営に関し優れた識見を有する者の意見を聴くものとする。

(特定任期付職員の号俸の決定)

第3条 条例第4条第1項に規定する特定任期付職員（次条及び第5条において「特定任期付職員」という。）の同項の給料表の号俸は、その者の専門的な知識経験又は識見の度合並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度合に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 1号俸
- (2) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 2号俸
- (3) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 3号俸

- (4) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 4号俸
- (5) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 5号俸
- (6) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 6号俸
- (7) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合 7号俸

(特定任期付職員業績手当)

第4条 条例第4条第4項の特に顕著な業績を挙げたかどうかは、同条第2項又は第3項の規定により特定任期付職員の号俸又は給料月額が決定された際に期待された業績に照らして判断するものとする。

第5条 特定任期付職員業績手当は、12月1日（以下この条において「基準日」という。）に在職する特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日から当該基準日までの間（特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間）にその者の特定任期付職員としての業務に関し特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対し、12月10日（この日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その日の直前の金曜日である日）に支給することができるものとする。

(条例第2条第2項の任期付職員の職務の級等の特例)

第6条 任命権者は、条例第2条第2項の規定により職員を採用する場合において、その担当すべき職務の内容及び責任の度合が同程度の他の職員との均衡を考慮して特に必要があると認めるときは、職員の給与に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第2号）第11条（協議を要する職務の級に採用する場合を除く。）から第15条までの規定にかかわらず、人事委員会と協議して別にその場合の職務の級の資格基準、給料月額及び最初の昇給に際し、その昇給期間を短縮する期間を定めることができる。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年7月12日から施行する。

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

- 2 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和39年長野県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条中「別表第2の左欄に掲げる職にある」を「次の各号に掲げる」に、「同表

の右欄」を「それぞれ当該各号」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 別表第2の左欄に掲げる職にある職員（次号及び第3号に掲げる職員を除く。）
同表の右欄に掲げる割合
- (2) 任期付職員の採用等に関する条例（平成14年長野県条例第31号。次号及び別表第1において「任期付職員条例」という。）第4条第1項の給料表の適用を受け、6号俸以上の給料月額を受ける職員 100分の25
- (3) 任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受け、5号俸の給料月額を受ける職員 100分の15

別表第1中

| | | |
|----------|-------------------------------------|---|
| 警察研究職給料表 | 職務の級3級の職員及び2級の職員（人事委員会が別に定める職員に限る。） | $\frac{5}{100}$ （職務の級が3級の職員のうち人事委員会 が別に定める職員にあつては $\frac{10}{100}$ ） |
|----------|-------------------------------------|---|

を

| | | |
|-------------------|-------------------------------------|---|
| 警察研究職給料表 | 職務の級3級の職員及び2級の職員（人事委員会が別に定める職員に限る。） | $\frac{5}{100}$ （職務の級が3級の職員のうち人事委員会 が別に定める職員にあつては $\frac{10}{100}$ ） |
| 任期付職員条例第4条第1項の給料表 | 5号俸以上の給料月額を受ける職員 | $\frac{20}{100}$ |
| | 4号俸又は3号俸の給料月額を受ける職員 | $\frac{15}{100}$ |
| | 2号俸又は1号俸の給料月額を受ける職員 | $\frac{10}{100}$ |

に改め、同表の備考の1中「及び一般職給料表」を「、一般職給料表及び任期付職員条例第4条第1項の給料表」に改める。

（長野県人事委員会事務処理規則の一部改正）

- 3 長野県人事委員会事務処理規則（昭和39年長野県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第2の14を同表の15とし、同表の5から13までを1ずつ繰り下げ、同表の4の(5)を同4の(6)とし、同4の(2)から(4)までを1ずつ繰り下げ、同4の(1)の次に次のように加える。

- (2) 任期付職員の採用等に関する規則（平成14年長野県人事委員会規則第12号）第

6条の規定による職務の級の資格基準及び初任給等の特例についての協議（給与規則別表第2のア若しくはシの8級以上、同表のイの5級、同表のウ、キ若しくはクの3級以上、同表のエの6級以上、同表のコの8級又は同表のサの7級以上の職務の級に係る協議にあつては、事務局長が人事行政上急施を要すると認めるときに限る。）に応じること。

別表第2の4を同表の5とし、同表の3の次に次のように加える。

4 任期付職員の採用等関係事務に関する次の事項

(1) 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下この項において「任期付職員法」という。）第3条第3項の規定による承認（任期付職員の採用等に関する条例（平成14年長野県条例第31号）第2条第1項に規定する採用に関する承認及び同条第2項に規定する採用のうち任用規則別表第1の1の6級職以上の職、同表の2の4級職の職、同表の3の3級職以上の職、同表の4の5級職以上の職、同表の6の6級職以上の職、同表の9の6級職の職、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の校長、教頭若しくは園長の職又は警察官の階級のうち警視の職への採用に関する承認にあつては、事務局長が人事行政上急施を要すると認めるときに限る。）

(2) 任期付職員法第5条第2項の規定による承認

(3) 任期付職員法第6条第2項の規定による承認

（職員の給与に関する規則の一部改正）

4 職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

第38条の3中「又は研究職給料表」を「、研究職給料表又は任期付職員の採用等に関する条例（平成14年長野県条例第31号）第4条第1項の給料表」に改める。

（管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正）

5 管理職員特別勤務手当に関する規則（平成3年長野県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「以下」を「次条において」に、「及び」を「（任期付職員の採用等に関する条例（平成14年長野県条例第31号。次条において「任期付職員条例」という。）第5条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び」に改める。

第2条第1項中「同条第1項に規定する職員の給料の特別調整額の算定に用いる割合」を「次の各号に掲げる職員の区分」に、「次の各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 給与条例第12条の2第1項の規定による給料の特別調整額の支給を受ける職員次に掲げる当該職員の給料の特別調整額の算定に用いる割合に応じ、それぞれ次に定める額

ア 100分の25 12,000円

イ 100分の22又は100分の20 10,000円

ウ 100分の18又は100分の16 8,000円

エ 100分の14又は100分の12 6,000円

オ 100分の10又は100分の8 4,000円

(2) 任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 次に掲げる当該職員が受ける号俸又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

ア 6号俸、7号俸又は任期付職員条例第4条第3項の規定による給料月額
12,000円

イ 5号俸 10,000円

ウ 2号俸、3号俸又は4号俸 8,000円

エ 1号俸 6,000円

人事委員会事務局